

## 【特別研修・在外研究成果報告書】

研究者	所属・職位	氏名		
	国際関係法学科教授	駒田泰士		
研究課題	仮想空間における商標・意匠保護 / 特許権の越境侵害に係る規律			
特別研修期間	2024年度 秋 学期 ~ 2025年度 春 学期			
在外研究期間	2024年10月3日 ~ 2025年9月24日 (356日間)			
主な研究機関 又は場所	トゥールーズ第1大学ビジネス法センター			
研究成果の概要				
<h3>1. 仮想空間における商標・意匠保護</h3> <p>仮想空間内においては、有体物商品（現実商品）と同様の様態を示すデジタル商品（仮想商品）がしばしばNFT商品（非代替性トークンに紐づけられた商品）として取引されている。近時、ニース国際分類の改訂も行われ、各国の登録官庁で、仮想商品を指定商品とする商標登録出願に対応するための態勢が整えられている。しかしながら、現実商品を指定商品とする登録商標の仮想空間内での使用に商標法の保護が及ぶか否か——すなわち他者が仮想商品を指定して行う同一・類似の商標の登録を阻むことができるのか、また他者による仮想商品についての当該商標の使用を差し止めることができるのか——は、依然として解決を要する重要な問題にとどまっている。</p> <p>この問題は結局のところ、商品の類似性についての応用問題にすぎない。本研究では、EU（及びフランス）法における商品類否の判断構造の観点から、わが国の商標法におけるその判断構造の捉え直し（再構成）を行い、彼地の議論を基に現実商品を指定商品とする登録商標の仮想空間における保護について考察した。</p> <p>一方、物品（有体物）の意匠の許諾を得ない仮想商品への転用も問題となっている。この点、EUでは、広範に無体物をカバーする物品概念を採用した新指令等が採択され、昨年11月に公布された。本研究では、非登録意匠に係るEU意匠規則が、令和5年に改正されたわが国の不正競争防止法2条1項3号の運用にとって参考になるのではないかという問題意識の下で、前者の理解に努めたが、実際には制度間の隔たりが大きく、あまり参考にならないのではないかという結論を得た。</p> <p>本研究は、一般財団法人知的財産研究教育財団が特許庁から委託を受けて行った令和6年度産業財産権制度調和に係る共同研究調査事業の一つであり、そこから財政面の支援を得た。その成果をまとめた報告書は、同財団が運営する知的財産研究所のウェブサイト上で公表されている。</p>				

## 【特別研修・在外研究成果報告書】

### 2. 特許権の越境侵害に係る規律

特許権は原則として行政官庁の登録により国ごとに成立し、その効力は当該国の領域内に限定される権利である。この原則を属地主義という。属地主義は世界各国において受け入れられている。もつとも、具体的にどのような行為を特許権の効力の対象とするかは、国ごとに異なっている。たとえば、国内の輸入・輸出行為に加え、国内での通過・積替行為も国内特許侵害となるか、国外の輸出行為で国内流通を目的とするものも国内特許侵害となるか、国内で行う申出で国外流通を目的とするものも国内特許侵害となるかは、各国法上まちまちである。また、属地主義が緩和されるか否か、緩和されるとしてどの程度緩和されるかも、国ごとに異なっている。本研究は、以上の点に係るフランス法（及び若干の EU 判例）の規律を探求し、斯法において、特許製品の国際的な流通に対する特許権の制約が、全体としてどのような法政策的目標の実現のために与えられているかを明らかにしようとするものである（なお、在外研究期間中の令和 7 年 3 月 3 日に言い渡されたわが国の最高裁判決は、問題の行為を全体としてみて実質国内行為といえる範囲で属地主義は緩和されうることを明らかにした。この判決の解説を法学教室 538 号に寄稿）。

在外研究期間中は、以上の点に係るフランス法の概要を理解することしかできなかった。しかし帰国後も本研究を継続し、（すでにある程度研究を終えた）ドイツ法及び日本法との比較を論文の形にしたうえでフランスの学術雑誌に寄稿する予定である。

以上